平成２６年（フ）第７９７号
愛知県小牧市大字本庄1306番地２
破産者　松浦　元気
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８８２号
愛知県北名古屋市九之坪竹田193番地　ハイツ萌黄202号
破産者　西尾　基宏
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８９９号
名古屋市中川区八田町3005番地　パークハイツ八田104号、従前の住所名古屋市中村区宿跡町１丁目12番地　メゾン政喜602号
破産者　上村設備こと　上村　祐二
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７７号
大阪府箕面市粟生外院２丁目６番18―201号、前住所大阪府岸和田市港緑町５番１―801号
破産者　津野　知義
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
大阪府和泉市弥生町１丁目１番４―403号、開始決定時大阪府和泉市府中町７丁目３番40―707号
破産者　山本　昭博
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番32―201号
破産者　泉北プランニングこと　下條　　明
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２７９号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅１―303、前住所大阪府泉佐野市高松西１丁目2072番地の17
破産者　髙松　貴穂（旧姓西村）
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目３番24―307号、前住所大阪府岸和田市小松里町2282番地
破産者　奥田　栄将
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
大阪府泉大津市旭町22番10号
破産者　山下　鶴松
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
島根県出雲市小山町494番地９
破産者　前原　洋一
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１１０２号
広島市安芸区矢野東３丁目９番27号
破産者　佐々木文雄
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８５号
広島県東広島市西条町御薗宇695番地５　グリーンハイツＡ103号
破産者　青野　　孝
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９号
山口県山陽小野田市大字東高泊1432番地11　パーミィ・アイレットＣ棟203号
破産者　飯田　孝弘
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第８７号
山口県美祢市大嶺町東分1214番地２　サンロイヤルＢ102号、従前の住所山口県山陽小野田市大字鴨庄320番地３
破産者　島田有希子
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第３７８号
熊本市中央区出水５丁目８番１号
破産者　吉本　美香
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２８号
大分市錦町３丁目５番32号　あしかりビル301号、住民票上の住所大分市大字古国府918番地の１　サンハイツ古国府202
破産者　河野　克巳
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
北海道登別市中登別町219番地129
破産者　上井　邦雄
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
北海道枝幸郡浜頓別町字斜内
破産者　和田香緒里
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９８号
北海道旭川市東光３条３丁目３番３号
破産者　福田　光良
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部